

現代海上火災保険株式会社 御中

下記事故について、郡山市市民公益活動総合補償保険制度に従い、郡山市が支給する災害補償金について貴社指示の必要書類添付のうえ保険金を請求します。保険金は「郡山市市民公益活動総合補償保険制度 災害補償金等請求書」に記載されている口座へお支払いください。保険金が被補償者に振り込まれる場合は、災害補償金等の支給は被補償者の口座への振り込みをもって受領したものと認めます。

ご請求日	年	月	日	二重線枠内は被害者の方は記入しないでください。
保険金請求者 郡山市長 品川 万里 (ご担当者：市民・NPO活動推進課)			連絡先：024-924-3471	Ⓔ

郡山市市民公益活動総合補償保険制度 災害補償金等請求書 (兼 個人情報取扱同意書・医療照会同意書)  
郡山市 御中

下記事故について、郡山市市民公益活動総合補償保険制度に従い災害補償金を請求します。災害補償金等は下記支払指図のとおりお支払いください。災害補償金は口座への振込をもって受領したものと認めます。なお、郡山市または現代海上火災保険株式会社 (以下「保険会社」) に被害者の傷病内容や治療内容等に関し、病院等に照会または記録等を取りつけることに同意します。また、本書の写真複写も本書と同じ効力があるものと認めます。郡山市が事故の調査に際して下記情報が必要な範囲で保険会社に提供することについて同意します。また、裏面の保険会社の「個人情報の取扱いに関する同意」及び「他の保険契約等がある場合の保険金請求に関する同意」に記載の個人情報に関する取扱いについて同意します。 ※災害補償金の支給額が10万円を超える場合には別途診断書・証明書等の書類が必要となります。

事故内容	事故日	令和5年 4月 1日	午前・午後	5時 00分ごろ	
	被害者 (フリガナ) …ケガなどをされた方	郡山 太郎 (コオリヤマ タロウ)		生年月日	昭和50年 10月 1日 (47才)
	災害補償金請求者 (フリガナ) …被害者が未成年者等の場合は親権者となります。	郡山 太郎 (コオリヤマ タロウ) (自署)		被害者との関係	本人 (本人) 親権者 相続人 その他 ( )
	災害補償金請求者住所 (フリガナ)	ケガをされた方が自署 コオリヤマシアサヒ 郡山市朝日一丁目23番7号		電話番号	024-924-0000
	事故発生場所	郡山市〇〇〇〇地内			
	事故状況 (事故原因・状況・受傷程度等)	図書館でのボランティア活動のため、自転車で向かう途中、強風により転倒し、右足首を捻挫した。等 具体的に		市民活動の内容	図書館読み聞かせボランティア
上記事故について相違ありません			(目撃者がいる場合)	開成 二郎 (自署)	

治療内容	病院名	通院治療		目撃者が自署
	TEL	計		日
	傷病名 (ケガの部位・症状) (例「右手首の骨折」のようにご記入ください)	計		日
	入院治療 日間 (うち外泊日数 日)	計		日
	手術 (あり・なし)	計		日
	ギブス固定	計		日
	その他固定器具 ( )	計		日

災害補償金等支払指図	(フリガナ)	銀行	(フリガナ)	支店
	預金種類	普通 当座	店番	
	口座番号			
	ゆうちょ銀行	通帳記号		
	通帳番号			
	(フリガナ)			
口座名義				

### 【個人情報の取扱いに関する同意】

本保険請求に関する私の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で、次のとおり取得・利用・提供することに同意します。

- ① 保険契約の履行（損害調査、保険金支払いの可否、支払保険金の算定等）・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、貴社が保険事故の関係者（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者）、業務委託先（保険代理店を含む）、その他必要な関係先に対して提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 保険金支払いの健全な運営のために、貴社が（社）日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社・共済等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険の請求等のために、貴社が再保険引受会社に提供を行うことがあること。
- ④ 保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、貴社が保険業法施行規則に基づき、保険業の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して取得・利用・提供を行うこと。
- ⑤ 他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、損害保険金の額等支払保険金・費用に関する情報）を貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること。また、その損害保険会社・共済等が貴社へ提供すること、貴社から提供を受け、利用すること。

### 【他の保険契約等がある場合の保険金請求に関する同意】

同一の損害または費用に関して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします。）から保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払いを受けた場合には、保険契約で定められた保険金額等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（貴社または他の保険契約等の保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います）。

また、他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償することに同意します。